



加入しようよ！ 町内会・自治会に

市では、町内会や自治会と連携しながら、安全で安心な住みよいまちづくりを進めています。

問 市・政策調整課 42-1809

みんなで一緒に取り組む "住みよい地域づくり"

◆町内会・自治会 5つの機能

町内会・自治会は、「自分たちが暮らす地域を自分たちの力で住みよい地域にしていくこと」を目的に組織された任意団体です。町内会・自治会には、次の5つの機能があります。

相互扶助

地域住民が協力し合いながら、良好な生活環境づくりに取り組むことができます。

自治

地域住民が自分たちが暮らす地域の課題を把握し、問題の解決に向けて話し合い、協力し合うことで、より良い生活環境を築くことができます。

親睦・連帯

町内会・自治会の行事参加や、回覧などで情報共有を図ることで、地域住民同士の信頼関係を育むことができます。

生活環境の維持・改善

各町内会のクリーンステーションの管理や地域の清掃活動などを通じ、地域の力で快適な生活環境を守ることができます。

安全・安心

地域住民が力を合わせ、自主的に防犯活動や防災訓練などに取り組むことで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進することができます。

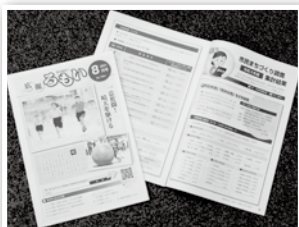


◆町内会・自治会 4つの活動

町内会・自治会では、大きく分けて「情報の提供」「ふれあいのまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「きれいなまちづくり」の4つの活動に取り組んでいます。

①情報の提供

「広報るもい」の配布などを通じ、生活に必要な情報をお知らせしています。



②ふれあいのまちづくり

町内会・自治会の親睦を深めるため、夏祭りやラジオ体操、敬老会などの催しを開き、子どもからお年寄りまでの、幅広い年齢層の地域住民が交流できる機会を提供しています。

③きれいなまちづくり

快適で美しいまちづくりのため、各町内に設置しているクリーンステーションの管理をはじめ、清掃活動や花壇整備など地域の環境美化に努めています。

④安全で安心なまちづくり

地域の安全を守るため、防犯灯の設置・維持管理を行っているほか、災害に備えて自主防災活動などに取り組んでいます。

◆住民組織運営助成金について

市では住民組織の自主活動の促進を図り、住民福祉の増進と連帯する地域づくりを目的に助成金を交付しています。

※申請手続きは、5月31日(木)までとなっているので、期限まで申請書の提出をお願いします。



【住民組織に対する助成】

- ① 1組織につき7,800円
- ② 1世帯(4月1日現在)につき100円
- ③ 一般社団法人北海道町内会連合会が行う共済事業の会費の2分の1
- ④ 老人クラブの運営に対する助成
老人クラブへ助成している場合、1組織につき5,000円。ただし、助成している額が5,000円未満の場合は、助成している額とします。

【行政協力に対する助成】

- ① 市の広報誌配布については、1世帯(4月1日現在)につき120円
- ② 地域の環境美化については、1世帯(4月1日現在)につき150円

【その他】

- ① 住民組織で設置し維持管理する街路灯・防犯灯の電灯料金(前年度1年分×1/2)
- ② 会館などの火災保険料(年間保険料×1/2)
- ③ 会館などの維持管理に係る除排雪、雪下ろしなどに要する経費(前年度1年分×1/2・上限50,000円)

新設しました

助成金額
の上限を
引き上げ
ました

～会館の解体に対する助成金額～

助成を受ける年度中に会館の解体に要する費用については、対象会館の解体、運搬、処分に要する費用の2分の1。ただし、**500,000円**を上限とします。

※会館の解体に要する費用は、備品などの搬出、処分に要する費用は含まないものとします。

※会館の解体による収入がある場合は、費用から控除します。

※会館の解体に対する助成金額の合計に100円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

～街路灯設置補助金制度の一部変更～

市内において街路灯を設置し、これを維持する団体に対し、補助金を交付する街路灯設置補助金制度について、次の通り内容の一部変更を行いました。

【変更前】設置費用の2分の1以内を補助/1団体につき、上限5万円

【変更後】設置費用の3分の2以内を補助/1灯につき、上限5万円

予算額に達し次第、受付を終了します。

補助率を引き上げ
ました

あなたも

町内会・自治会に加入しよう！



▼自然災害など「もしも」の際には、ご自身が暮らしている地域での助け合いが重要となります。そのためには、日頃からの住民同士の支え合いや、地域の絆づくりが大切です。

町内会・自治会へ加入する場合は、ご自身が暮らしている地域の町内会・自治会の会長、役員(総務部長など)へお問い合わせください。

地域の町内会・自治会の会長または役員が分からない場合は、市・政策調整課(電話: 42-1809)へご連絡ください。